九州厚生局へ届出している施設基準等

○基本診療料関係

◆初診料(歯科)の注1に掲げる基準 ◆歯科外来診療環境体制加算 ◆一般病棟入院料(急性期1) ◆看護職員夜間配置加算16 対1配置加算1 ◆急性期充実体制加算2 ◆救急医療管理加算 ◆超急性期脳卒中加算 ◆診療録管理体制加算1 ◆医師事務作業補助体制加算1(15:1) ◆急性期看護補助体制加算(25:1)(5割以上)◆療養環境加算 ◆重症者等療養環境特別加算 ◆栄養サポートチーム加算 ◆医療安全対策加算1(医療安全対策地域連携加算1) ◆感染対策向上加算1(指導強化加算) (抗菌薬適正使用体制加算) ◆患者サポート体制充実加算 ◆重症患者初期支援充実加算 ◆褥瘡ハイリスク患者ケア加算 ◆ハイリスク妊娠管理加算 ◆ハイリスク分娩管理加算 ◆呼吸ケアチーム加算 ◆病棟薬剤業務実施加算1 ◆後発医薬品使用体制加算1 ◆データ提出加算 ◆入退院支援加算1(入院時支援加算 地域連携診療計画加算 総合機能評価加算) ◆認知症ケア加算1 ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算 ◆精神疾患診療体制加算 ◆地域医療体制確保加算 ◆無菌治療室管理加算1 ◆ハイケアユニット入院医療管理料1 ◆特定集中治療室管理料5(早期栄養介入管理加算 重症患者対応体制強化加算) ◆加児入院医療管理料3(養育支援体制加算) ◆緩和ケア病棟入院料2 ◆地域歯科診療支援病院歯科初診料◆歯科外来診療医療安全対策加算2 ◆歯科外来診療感染対策加算3 ◆看護職員処遇改善評価料58 ◆入院時食事療養費(I) ◆医療DX推進体制整備加算1 ◆外来・在宅ベースアップ評価料(I) ◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) ◆太院ベースアップ評価料63

○特掲診療料関係

◆歯科疾患管理料の注 11 に掲げる総合医療管理加算 ◆外来栄養食事指導料(注3) ◆心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリン グ加算 ◆喘息治療管理料 ◆糖尿病合併症管理料 ◆がん性疼痛緩和指導管理料 ◆がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、二 ◆糖尿病透析予防指導管理 料 ◆小児運動器疾患指導管理料 ◆乳腺炎重症化予防ケア・指導料 ◆婦人科特定疾患治療管理料 ◆二次性骨折予防継続管理料1、3 ◆院内トリ アージ実施料 ◆救急患者連携搬送料 ◆外来放射線照射診療料 ◆外来腫瘍化学療法診療料1(がん薬物療法体制充実加算) ◆連携充実加算 ◆療 養・就労両立支援指導料の注3に掲げる相談支援加算 ◆開放型病院共同指導料Ⅰ ◆がん治療連携計画策定料 ◆肝炎インターフェロン治療計画料 ◆薬剤管理指導料 ◆検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 ◆医療機器安全管理料1、2 ◆持続血糖測定器加算(1)、(2) / 2遺伝子検査(血液、腫瘍細胞) ◆先天性代謝異常症検査 ◆HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出(簡易ジェノタイプ) ◆検体検査管理加算(IV) ◆心臓 カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算 ◆時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト ◆胎児心エコー法 ◆ヘッドアップティルト試 ◆長期継続頭蓋内脳波検査 ◆神経学的検査 ◆小児食物アレルギー負荷検査 ◆CT 透視下気管支鏡検査加算 ◆経気管支凍結生検法 ◆有床義 歯咀嚼機能検査1の口及び咀嚼能力検査 ◆精密触覚機能検査 ◆ストーマ合併症加算 ◆画像診断管理加算3 ◆CT 撮影及び MRI 撮影 ◆冠動脈 CT 撮影加算 ◆外傷全身 CT 撮影加算 ◆ ◆心臓 MRI 撮影加算 ◆乳房 MRI 撮影加算 ◆小児鎮静下MR I 撮影加算 ◆抗悪性腫瘍剤処方管理加算 ◆外来化学療法加算1 ◆無菌製剤処理料 ◆心大血管疾患リハビリテーション料 I (初期加算) ◆脳血管疾患等リハビリテーション料 I (初期加算) ◆ 運動器リハビリテーション料Ⅰ(初期加算) ◆呼吸器リハビリテーション料Ⅰ(初期加算) ◆がん患者リハビリテーション料 ◆歯科口腔リハビリテーシ ョン料2 ◆硬膜外自家血注入 ◆人工腎臓1(慢性維持透析を行った場合)(導入期加算1、透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算) ◆手術用顕 ◆CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー ◆緊急整復固定加算及び緊急挿入加算 ◆脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術 ◆背髄刺激 装置植込術及び背髄刺激装置交換術 ◆緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術) ◆網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡用いるもの) ◆網膜再建術 ◆乳癌センチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンバ節生検(併用) ◆乳癌センチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンバ節生検(単 ◆食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、等 ◆経皮的冠動脈形成術 -◆胸腔鏡下弁形成術 - ◆胸腔鏡下弁置換術 - ◆経皮的中隔心筋焼灼術 - ◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換 (特殊カテーテルによるもの) -◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー) -◆両心室ペースメーカー移植術経静脈電極の場合) 及び両心室ペー スメーカー交換術(経静脈電極の場合) ◆植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術 (その他のもの)及び経静脈電極抜去術 ◆両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器 交換術(経静脈電極の場合) ◆大動脈バルーンパンピング法(IABP 法) ◆経皮的下肢動脈形成術 ◆バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術 ◆早期悪性 腫瘍大腸粘膜下層剥離術 ◆体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 ◆腹腔鏡下膣式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) ◆腹腔鏡下膀胱悪性腫 瘍手術 ◆腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術 ◆腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)◆腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内 視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))◆腹腔鏡下胃全摘術(単純全摘術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))◆腹腔鏡下噴門側胃切除術(単 純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))◆医科点数表第 2章第 10 部手術の通則 16 に掲げる手術(胃瘻増設術) ◆周術期栄養管理実施加算 ◆輸血管理料Ⅰ ◆輸血適正使用加算 ◆人工肛門・人工膀胱造設 術前処置加算 ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算 ◆歯周組織再生誘導手術 ◆歯根端切除手術の注3 ◆麻酔管理料Ⅰ、Ⅱ ◆放射線治療専任加算 ◆ 外来放射線治療加算 ◆高エネルギー放射線治療 ◆1回線量増加加算 ◆画像誘導放射線治療(IGRT) ◆体外照射呼吸性移動対策加算 ◆定位放射線 治療 ◆定位放射線治療呼吸性移動対策加算(その他) ◆病理診断管理加算 2 ◆悪性腫瘍病理組織標本加算 ◆クラウンブリッジ維持管理料 ◆顎関

○その他 ◆医薬品にかかる治験

節人工関節全置換術(歯科)◆再製造単回使用医療機器使用加算

薬事法、薬事法施行規則及び医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令に基づき、患者さんの同意を得たうえで実施しております。なお、治験にかかる特別な費用は一切ありません。(詳細は治験コーディネーターが説明いたします。)